

旭川市いじめ防止・青少年育成サポーター制度実施要綱

1 趣旨

旭川市いじめ防止対策推進条例（令和５年旭川市条例第４３号）に基づき、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめ防止対策を推進するとともに、非行防止等の青少年の健全育成を推進することにより、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会を実現するため、地域、団体及び事業者等との協働により、児童生徒に対する見守り、声かけ等、児童生徒と触れ合う機会の促進及び機運の醸成を図る旭川市いじめ防止・青少年育成サポーター（以下「サポーター」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象基準

サポーターの対象は、サポーター制度の趣旨に賛同し、地域において、いじめ・非行防止や青少年健全育成に資する活動（以下「活動」という。）に積極的に取り組む者で、市が実施するいじめ防止に関する研修等を受講するものとする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旭川市暴力団排除条例（平成２６年旭川市条例第１６号）第２条第１号に規定する暴力団に関係する団体等に該当すると認められる者
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援することを目的として活動する団体等に該当すると認められる者
- (3) 公序良俗に反する活動を行う者等、市長がサポーターとして適当でないと認める者

3 サポーターの区分

サポーターの区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 団体サポーター

市内に事業所又は活動拠点がある事業者、団体等であって、事業所、団体等の組織で活動を行うもの

4 認定要件

市長は、２の対象基準を満たすもので市が実施するサポーター養成のための講座を受講し、かつ、次のいずれかに該当するものをサポーターとして認定することができる。

- (1) 事業活動や団体の活動において、児童生徒に対する見守り、声かけ等、いじめ防止、非行防止等の青少年の健全育成に資する取組を実施するもの
- (2) その他、前号に掲げるものと同等の活動を実施していると認められるもの

5 認定手続等

- (1) サポーターの認定を受けようとする者は、サポーター認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の要件に該当する者をサポーターに認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

6 認定の変更

サポーターの認定を受けた者は、認定の内容に変更があった場合、書面により速やかに市長に申し出るものとする。

7 認定の取消し

- (1) サポーターの認定を受けた者は、認定を取り消そうとする場合は、サポーター認定取消申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、サポーターの認定を受けた者から前号の申請書を受理した場合は、認定を取り消すものとする。
- (3) 市長は、サポーターとしてふさわしくないと判断した場合、認定を取り消すことができる。

8 サポーターの支援

(1) サポーターに係る情報の公開

ア 市長は、サポーターの認定を受けた者の名称、活動内容等を市のホームページ等で公開することができるものとする。

イ 市長は、前号の公開を行うため、必要に応じ、サポーターの認定を受けた者に対して活動の状況や認定の継続等について照会することができるものとする。

(2) 関係機関等との連絡調整

市長は、サポーター活動の推進に当たりサポーターと関係機関等との連携が必要な場合に、必要な連絡調整を行うものとする。

(3) 意見交換・情報提供等

市長は、サポーターの認定を受けた者に対し、サポーターの活動推進に当たっての意見交換を行うとともに、必要な情報提供等に努めるものとする。

9 サポーターと市との協働

サポーターは、市との協働により次の活動を行う。

- (1) いじめ・非行の防止、青少年の健全育成に関する周知啓発活動
- (2) その他、市長が必要と認める活動

1 0 庶務

サポーターに関する庶務は、旭川市いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課が行う。

1 1 その他

この要綱に定めるもののほか、サポーター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。